

居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年7月2日現在)

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
代表者名	会長 齋田 徹也
所在地	香川県丸亀市大手町二丁目1番7号 電話番号 0877-22-5700

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	丸亀市社会福祉協議会
所在地	香川県丸亀市飯山町下法軍寺 581 番地 1 電話番号 0877-98-4141
管理者	尾崎 登志美
介護保険指定番号	香川県知事指定 3770200677 号
サービス提供地域	丸亀市内
併設指定 サービス事業所	訪問介護事業所 丸亀市社会福祉協議会 第一号訪問事業事業所 丸亀市社会福祉協議会

(2) 事業所の目的及び運営の方針

目的	指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保すること及び介護支援専門員が要介護状態、要支援状態にある高齢者等に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。
方針	要介護者等が可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成しつつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3. 事業所の職員体制

区分	職員	業務内容
管理者	常勤1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理
主任介護支援専門員	常勤1名以上	指定居宅介護支援の提供 他の介護支援専門員の指導、育成
介護支援専門員	常勤3名以上	指定居宅介護支援の提供
事務職員	1名	必要な事務

4. 営業日及び営業時間

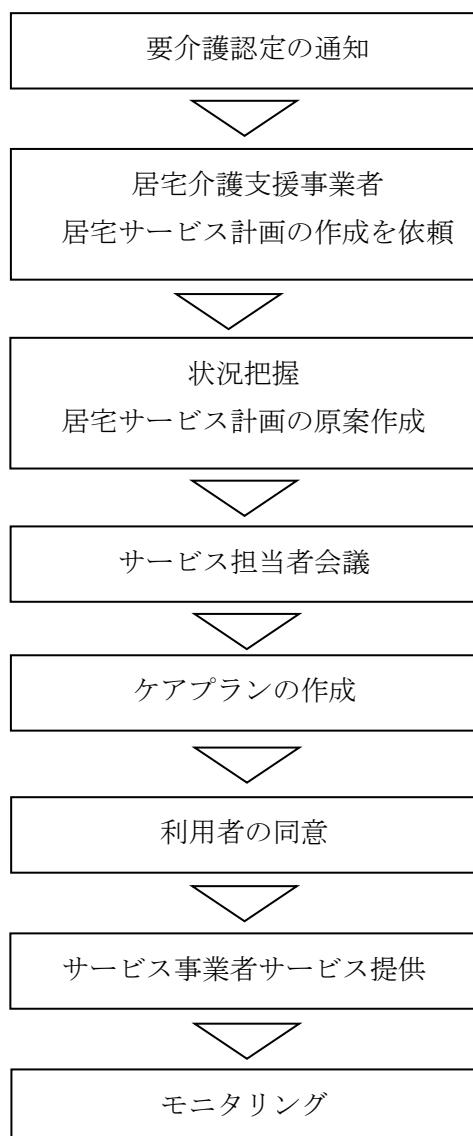
営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。また、営業日以外については可能な限り相談に応じる体制とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時までとする。ただし、営業時間以外については可能な限り相談に応じる体制とする。

5. 営業時間外の連絡体制

当事業所では、24時間連絡体制を確保し、かつ利用者の必要に応じて相談できる体制を整えています。営業時間以外の連絡先

電話番号	(080) 4456 - 8066
担当者	尾崎 登志美

6. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



7. サービスの利用料金およびお支払い方法

当事業所では、特定事業所加算（Ⅱ）を取得していますが、要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、関係法令に基づいて定められた額が全額自己負担となります。

（1）利用料金及び加算等の料金

居宅介護支援費 I （1月につき）

要介護区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護度 3・4・5
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援 i 10,860 円	居宅介護支援 i 14,110 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において 45 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援 ii 5,440 円	居宅介護支援 ii 7,040 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において 60 人以上の部分	居宅介護支援 iii 3,260 円	居宅介護支援 iii 4,220 円

居宅介護支援費 II （1月につき）

（一定の情報通信機器等の活用又は事務職員を配置の体制）

要介護区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護度 3・4・5
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援 i 10,860 円	居宅介護支援 i 14,110 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において 50 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援 ii 5,270 円	居宅介護支援 ii 6,830 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において 60 人以上の部分	居宅介護支援 iii 3,160 円	居宅介護支援 iii 4,100 円

加 算	加 算 額	算 定 回 数 等
初回加算	3,000 円／月	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合 ・要介護状態が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画

要介護度による区分なし	特定事業所加算			をする場合													
		特定事業所加算（I） 5,190 円／月		「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」、「24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1ヶ月につき）													
		特定事業所加算（II） 4,210 円／月															
		特定事業所加算（III） 3,230 円／月															
	特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（A） 1,140 円／月															
		1,250 円／月		前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していた場合													
		入院時情報連携加算（I） 2,500 円／月		利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合													
	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（II） 2,000 円／月		利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">カンファレンス参加</th> </tr> <tr> <th>△</th> <th>無</th> <th>有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携 1回</td> <td>4,500 円 /月</td> <td>6,000 円 /月</td> </tr> <tr> <td>連携 2回</td> <td>6,000 円 /月</td> <td>7,500 円 /月</td> </tr> <tr> <td>連携 3回</td> <td>×</td> <td>9,000 円 /月</td> </tr> </tbody> </table>		カンファレンス参加			△	無	有	連携 1回	4,500 円 /月	6,000 円 /月	連携 2回	6,000 円 /月	7,500 円 /月	連携 3回	×
カンファレンス参加																	
△	無	有															
連携 1回	4,500 円 /月	6,000 円 /月															
連携 2回	6,000 円 /月	7,500 円 /月															
連携 3回	×	9,000 円 /月															

	通院時情報連携加算	500 円／月	医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等との情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う (1ヶ月に1回を限度)
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1ヶ月に2回を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円／月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

(2) 利用料金等のお支払い方法

利用料金等は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ① 自動引き落とし・・・サービス提供の翌月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。
- ② 集金・・・サービス提供月の翌月末までに集金させていただきます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの開始

担当の介護支援専門員がお伺いします。

契約を締結した後、居宅サービス計画作成を作成し交付後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

以下のような場合などにサービスの利用が終了となります。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合
- (4) その他やむを得ない事情が発生した場合など

9. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係行政へ通報します。

1.1. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

1.2. 業務継続計画の策定等

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1.3. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.5. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1.6. ハラスメントの防止

当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じるものとします。

1.7. サービスに関するご相談や苦情の窓口

丸亀市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

電話番号	(0877) 98-4141
FAX番号	(0877) 98-5129
担当者	安藤 小織

丸亀市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 苦情解決責任者

電話番号	(0877) 98-4141
FAX番号	(0877) 98-5129
担当者	尾崎 登志美

丸亀市介護保険相談窓口

電話番号	(0877) 24-8807
------	----------------

香川県国民健康保険団体連合会

電話番号	(087) 822-7435
------	----------------

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者

住 所 香川県丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号
事業者名 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
説 明 者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

代理人（続柄： ）

住 所

氏 名